

平成27年(あ)第566号

平成27年4月17日

被告人 野村一也 殿

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 中 溝 香 三



被告人 野村一也

事件名 道路交通法違反

上告趣意書差出最終日通知書

本件について、上告趣意書を差し出すべき最終日が、次のとおり指定されたので、通知します。

最終日 平成27年6月4日

- (注意) 1 上告趣意書は、同文のものを3通(うち2通は押印不要)差し出して
ください。
- 2 本件について差し出す書類には、「事件番号」と「係属法廷名」を必ず書いてください。

〒102-8651

東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所

行政文書不開示決定通知書

野村 一也 様

警察庁長官



平成27年1月23日付けで請求のあった行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項に基づき、下記のとおり開示しないことと決定したので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

警察情報管理システムに入力された事故データのうち、被害程度別の事故数および被害者数。ただし、入力項目⑭事故内容中の被害程度欄の内訳（小、中、大（軽い）、大（重い））が分かるものであること 1999年から2014年までのデータ。

2 不開示とした理由

警察情報管理システムには事故内容として被害程度を登録しているものの、被害程度別（小、中、大（軽い）、大（重い））の集計はしておらず、また、被害程度別の被害者数については、死者数が3人以上の事故や傷害事故については登録していないことから、開示請求のあった行政文書については、不存在であるため不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、警察庁長官に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 連絡先

- ・住所 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
- ・担当係 警察庁長官官房総務課情報公開係
- ・担当者名 河村
- ・電話番号 03(3581)0141 内線2188
- ・FAX 03(3581)6840
- ・E-mail koukai@npa.go.jp